

米価大暴落の影響把握と市の対策は！ 教委制度改正・道徳教科化への見解は！

—市議会 11月定例会での高橋美博議員の一般質問—

生活保護制度の運用改善をもとめるが

安倍内閣は平成 25 年度から 3 年間で段階的に 6.5% の生活扶助費の削減を決定。さらに平成 27 年度からの住宅扶助費削減を狙っている。また、今年 7 月から施行された改正生活保護法により扶養義務者への通知の強要など運用がさらに厳格化された。

問 生活保護受給者に市独自で健康保険証と同様な医療証の発行ができないか。

答 現在は救急で受診する場合に使用できる受診証を渡す対応をしている。国の指導があれば対応する。

問 支給額の算定根拠を示す明細書を発行できないか。

答 必要との声が多くあれば、現在の電算システムで支給明細の作成が可能かなどについて研究する。

小規模企業振興基本法を活かした施策を

国とすべての自治体に小規模企業への支援が責務として明確化された。小規模企業の役割を認め、地域の担い手として事業の持続的発展を支援する施策を国や地方公共団体などが連携して講じるよう求める内容の新法。今年 6 月、国会で成立した。

問 市はこの法律をどのようにとらえているか。

答 国が地域の雇用や活性化の担い手として、小規模事業者の発展を重視する姿勢を打ち出したことについては評価している。

問 市は市内小規模事業者の実態を把握しているか。

答 平成 24 年度の経済センサス活動調査から事業者数は全事業者数 3449 のうち 2490 事業所で 72.2% を占めている。平成 25 年 9 月に実施した商業者に対するアンケート調査から小規模事業者の経営状況は売り上げ減少や客数の減少など厳しいものと認識している。

問 小規模事業者を対象とした事業の実施はどうか。

答 中小企業向け融資制度、販路開拓出展料補助や個店魅力アップ事業などで小規模事業者を支援している。

市内の米価暴落の影響額は約 4 億円にも

平成 26 年度産の米価は 1 俵あたり軒並み 3000 円前後も下落し、生産者に深刻な影響をもたらしている。原因は「過剰在庫」の存在であり、その背景には安倍政権が「生産調整」の廃止を打ち出し、自給調整が難しくなったことにある。さらに今年度から米直接支払交付金が半減され追い討ちとなっている。

問 市内農家のコメ価格下落、米直接支払交付金半減による減収はどれほどか把握しているか。

答 試算だが今年度の販売額は約 15 億 6 千万円で、前年比約 3 億 7,500 万円の下落と予測される。米直接支払交付金は 10 a 当たり 1 万 5000 円から 7500 円の半減で約 8,500 万円の減額となる見込みであるが、今年は市ごとに配分される産地交付金が前年より約 6,100 万円の増額されており、交付金の影響は全体で約 2,400 万円の減額にとどまる見込みである。米価下落分とあわせた全体の影響額は約 4 億円と考えられる。

問 「過剰」生産が米価下落の原因であり生産調整をしないと米価の下落に歯止めがかからない。国は生産調整に関与しないとの方針だが今後の見通しはどうか。

答 国は 30 年度産から生産目標の配分を行わない考えだが、市としては農業者、JA、関係機関が一体となった生産調整は必要と考えており、産地交付金を

活用し、転作作物の産地化や作付け支援を続ける。

問 飼料用米の生産拡大の問題点と支援策はどうか。

答 用水の確保、飼料用米の引き取り先確保、多収性専用品種の種子確保であり、関係団体と連携に努める。

教育の政治的中立性・継続性安定性を担保

改正法が平成 27 年 4 月から施行となる。安倍政権は制度廃止に向け検討したが、多くの関係者の反対で断念。制度は残したうえで首長の関与を強める内容（首長任命の新教育長・首長の教育大綱制定権・総合教育会議の設置）の改正案が成立した。

問 法改正に伴い、条例改正などや教育委員会の組織改正が必要となる。本市の予定はどうか。

答 法施行にあわせ条例改正を行なう。「新教育長」への移行時期は経過措置を適用し、教育長の任期が終了する平成 29 年 5 月 18 日の翌日に教育委員会組織の改正を予定している。

問 教育委員会制度が存続された意義をどう考えるか。

答 引き続き教育委員会が首長から独立した合議制の執行機関として存続することで、教育の政治的中立性、継続性、安定性が確保されるものと考えられる。

問 今回の制度改正をどうとらえているか。

答 教育委員会のトップが「新教育長」に一本化され教育の第一義的責任者が新教育長となり、責任の所在が明確になる。「総合教育会議」により教育委員会と市長部局が一致した考えのもと教育に関する政策の執行にあたることで制度上も明確になったと考える。

問 「総合教育会議」開催、「大綱」策定予定はどうか。

答 「総合教育会議」は平成 27 年度から年に数回開催する。「大綱」は平成 27 年度中に策定する予定である。

道徳教科化は国定道徳の押し付けが狙い

中教審は 10 月、「道徳を特別の教科に位置づけ、教育の要とし、教材には検定教科書を導入する。」とした答申をした。この狙いは、道徳の授業実施の強制力を強め、検定教科書で内容方法を規制し学校の教育活動全体の道徳教育化を推し進め、「愛国心」を初めとした「国定道徳」を子どもたちに注入することにある。

問 市内の学校ではどんな教材で授業をしているか。

答 文部省発行の「私たちの道徳」、県発行の副読本「心ゆたかに」、市発行の「ふるさと袋井に生きる」などを使い週一回、年間約 35 時間の指導をしている。

問 見直す必要があると考えているのか。

答 道徳性や道徳的実践力の育成という道徳教育の目標から見れば、改善の必要はあると感じている。

問 今回の「道徳教科化」の答申をどう受け止めたか。

答 多様な価値観を認める姿勢や道徳的価値について考える姿勢を重視している方向は評価できる。

問 市をあげての「徳育の推進」は意義あると考えるか。

答 道徳が教科化された場合、その内容を家庭、地域にも周知し、一層の連携を図りながら本市の徳育を推進していきたいと考える。

高橋美博（日本共産党）の市議会ニュース

2014 年 12 月 18 日発行 連絡先 大谷 245、TEL・FAX48-6100

ホームページ <http://www.yoshihiro-takahashi.net>

ブログ「高橋美博の東奔西走」更新中